

第 63 号	関西圏大学非常勤講師組合	2020年7月12日発行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a> 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	<b>非常勤の声</b>	委員長: 新屋敷 健 email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a> 〒542-0012 大阪市中央区谷町7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 遠隔授業にかかる費用負担と各大学への要求 p. 1
2. 関西大学、神戸市外国語大学が5年で無期転換認める p. 2
3. 龍谷大学と定期交渉 p. 2~3      4. 大阪産業大学が会議・懇談会手当を支給 p. 3
5. 大阪工業大学と「定年問題」で団体交渉 p. 3~4      6. 夏季カンパのお願い p. 4

## 遠隔授業にかかる費用負担と 各大学への要求

どの大学も連休明けから遠隔授業に取り組んでいます。その方法は様々ですが、いずれも大学のプラットフォーム(LMS)をつかって、①レジュメをアップして、詳しい説明を加える、②動画配信(ライブもしくは録画)、のいずれかを選択させているようです。少数クラスであれば zoom や teams などを使っている大学もあるようです。

組合に寄せられた記事を見てもわかりますが、上記のいずれを選択したとしても労働量がいちじるしく増え、道具や備品(PC、スマホ、場合によってはマイクなど)をそろえるにあたって非常勤講師には金銭の大学からの援助はほとんどありません。

労働量の増加と賃金との関係について、どの大学も、「労働量増加についてはすでに賃金に組み込まれているものと考えている」「労働量増加は賃金割増しの根拠にはならない」と回答しています(当組合調べ)。

さらに、非常勤講師は複数の大学に出講

していますから、各大学が提供するマニュアルを読んで理解するだけでも、それに費やす時間たるや、すごいものがあります。

遠隔授業準備のための備品については、そのような備品はすでに持っているはずだというのが前提になっています。しかし、「回線速度が遅い」「通信容量に限界がある」「カメラがついていない」「マイクがいる」など、古いPCではハードウェア自体を買い替えなければなりません。それらについてもなんら援助の無い大学がほとんどです。

通信容量については「無制限」タイプでなければ使い物になりませんが、それにかかる費用は自分持ちです。

給与に関しては、私学は通常通りの支払い、国公立もほとんどは通常の回数をこなしたとみなして給与を支払うところがほとんどです(組合調べ)。

ですので、各大学に対して、賃金の割増と備品援助を中心に要求したいと考えています。

(文責: 長澤)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ  
電話: 06-6763-3201(江尻) 月、水(随時) 午後      メール: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)

# 関西大学と神戸市外国語大学が 5年で無期転換、認める!!

昨年12月18日(水)に関西大学と定期交渉を行いました。関西大学では、これまで労働契約法18条の無期転換権について、「任期法」の「特例」を適用して10年で無期転換と言ってきました。組合は非常勤講師に「任期法」を適用するのはその法の趣旨に反している、また「特例」を適用する場合であっても手続的に問題があると追及してきました。

団体交渉で、大学は、これまでの主張を撤回し、非常勤講師に「任期法」は適用するが、労働契約法18条の「特例」を適用せず5年で無期転換に変更すると回答しました。

ただし、「就業規則」の変更など手続きに時間がかかるため、2021年4月1日から、その時点で5年を超えている者について無期転換権を付与する、今後、新規採用される非常勤講師も同じで5年で申し出によって無期転換になると回答しました。一歩前進の

回答でした。ただし、大学は非常勤講師に「任期法」を適用するのは法の趣旨から無理があるとの組合の主張に対し明確な回答はありませんでした。また、本来、2018年4月から無期転換権が発生するのに3年も遅れたことについて大学に責任があるのではと追及しましたが回答はありませんでした。

関西圏の大手私学の関・関・同・立で新規採用者を含め5年で無期転換を認めたのは関西大学が初めてです。関西大学の方針転換は「任期法」の「特例」を適用し無期転換を10年に引き延ばしている関西学院大学や同志社大学にも大きな影響を与えるものです。

また、神戸市外国語大学も従来は非常勤講師に「研究開発能力強化法」を適用していましたが、これを撤回し5年での無期契約への転換の就業規則の変更おこない、5年での無期転換が認められました。(文責：江尻)

## 龍谷大学と定期交渉

3月23日に定期団交を行ないました。

①コロナに関わる質問への回答。

学年暦は変更せず(4/7開始)、最初の2週間はWEB授業とする。対面授業は4/21からとする。給与に変更はない。[ただし、その後の事情の変化により、現在は、「前期授業はオンライン授業を基本とする」に変更されている]。

②前回の団交で「今後検討する」とした項目への回答。

支給所定回数を超える出講を業務として依頼する場合[教科打ち合わせなど]、押印があれば交通費を支給する旨を周知徹底する(今まで不徹底であった)。臨時託児室を設置した(大学ポータルサイトにて周知している)。講師控室のPCで不具合のあったものを

買い替えた。

③無期転換について。

2019年4月から無期になった人は107名。2020年4月から無期になる人は25名(2018以降、現時点まで、無期転換権があるのに申し込まなかった人は219名)。

申込書類は講師手帳についている。申し込むと法人から受理通知書が届く。

なお、2020年4月1日を起算日として、半年契約でも通年契約と見なし、クーリングオフの対象とはしない。

④その他の交渉結果

「無期非常勤」の定年も、「無期でない非常勤」の採用上限年齢も現行68歳(専任の定年も同じ)。これを70歳にするように要求したが、変更なし。

現行月額賃金1コマ3万円は据え置き。  
現行の採点手当は300名以上のクラスのみ1万円(15クラス対象)。組合は「人数の条件なしで1万円」(1200クラス対象)を要求。

## 大阪産業大学が会議・懇談会手当を支給

2月4日に大阪産業大学との間で定期団体交渉が行われました。組合から多くの提案と要求がなされましたが、その中で学期終了前後に行われる会議の手当を、交通費とは別に、1回につき3000円を支給する旨回答がありました。金額的に少ないですが、会議手当を支給している大学は多くはありません。その意味で一步前進と言えます。また、無期雇用転換権については、全ての非常勤講師が5年で無期雇用転換権を行使できる旨再度確認されました。

## 大阪工業大学と「定年」年齢引き下げ問題で団体交渉

大阪工業大学の非常勤講師のAさんは、労働契約法18条にもとづいて無期契約に転換しました。ところが、今年2月になっても来年度の担当コマの依頼が大学から来ないので人事課に問い合わせると、人事課長から、「あなたは無期契約になったので、今年度で定年年齢の64歳を超えており3月で雇用は打ち切りになる」と言われました。

この問題で2月18日に常翔学園(大阪工業大学・摂南大学等の法人)と団体交渉をおこないました。大学側からは理事だけでなく顧問弁護士も参加しました。

大学側は、従来の有期雇用の非常勤講師は定年でなく、採用の上限が69歳にしかすぎない、ところが無期契約になると定年制度を設ける必要があり、専任教員と同じ64歳に定めた、これは労働条件の不利益変更にならない、無期雇用の非常勤講師は新しい雇用形態なので定年を何歳にするかは大学の自

「要求はうけたまわった」。

図書館でのコピーは自腹なので、何らかの便宜を図るように要求しました。

(文責：長澤)

一方で、非常勤講師の賞与については拒否しました。組合は、系列高校の非常勤講師には賞与が支給されているにもかかわらず、なぜ大学の非常勤講師には支給しないのかと問い質しましたが、答えられませんでした。当然です。不均等待遇なのでですから。

当大学に勤務する非常勤講師の参加は数人に止まりましたが、大きな改善を成し遂げるにはより多くの非常勤講師が声を上げる必要があります。ともに団結しましょう。

(文責：浦木)

由だ、専任教員と同じ64歳にしても問題はないと回答しました。

組合側は、採用上限の69歳は非常勤講師の実質上の「定年」年齢であって、これを長年勤務し無期転換した非常勤講師に新たに定年制を設け64歳と設定したのは労働条件の不利益変更であり、またA組合員など無期雇用へ転換した非常勤講師に対して定年引き下げの説明をしておらず同意もしていないので労働契約法9条違反であると反論した。

組合は、大学がなぜ採用上限年齢である69歳から専任と同じ64歳に定年年齢を引き下げる必要があったのか文書で回答するよう要求しました。3月30日に大学から回答があり、定年問題については現行のままで撤回しない、しかし、Aさんの問題については個別労働問題として解決したいとの提案があり、Aさんの問題では、大学、組合、Aさ

んの3者で合意に達しました。(文責:江尻)

## 夏季カンパのお願い！！

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

コロナウィルス禍のなかで非常勤講師は、契約書にもないオンライン授業を強いられ苦勞しています。IT環境が十分でない非常勤講師は自費で環境整備をせざるをえず、また授業準備時間も従来の対面授業の2倍以上に増えています。これらの整備費用、長時間労働に対してほとんどの大学は何ら対価を支払っていません。秋からの大学との交渉では、それらの負担増に対し何らかの対価を支払うよう要求していきます。

組合活動も春学期は大学との交渉が困難ななか十分な活動はできませんでしたが、ようやく「非常勤の声」63号を発行できました。今後の組合活動を支援するためのカンパをよろしくお願ひします。(振替口座は00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」)

## 愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにもあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所 (      —      )		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先 (専任教員の方は専任教も)		

組合費：10000円/年 (年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費：1口1000円/年 (3口以上の協力をお願いします)

